

介護給付・予防給付について よくあるお問い合わせQ&A

茅ヶ崎市
平成30年3月作成

No	サービス名称	質問内容	回答	根拠法令・通知等
1	共通	介護給付に関する各種記録の保存期間については、どのようにすればよいのか。	過払いの場合の返還請求の消滅時効は、地方自治法第236条の規定により5年となっているため、完結日から5年保存としてください。 ここでいう完結日とは、具体的には、次のとおりです。 ・居宅サービス計画、介護予防サービス計画、介護計画、具体的なサービスの内容等の記録：当該計画に属するサービスに係わる介護報酬が確定し、その支払いを受けた日 ・身体的拘束等の記録、利用者に関する市への通知に係わる記録、事故の記録、苦情の記録：対応完了日 ・運営推進会議の記録：記録作成日	平成13年9月19日 厚生省事務連絡 介護給付費請求書等の保管について
2	共通	2/1付で区分変更申請をし、3/1の認定審査会で認定結果が出た利用者の2月提供分について、3月に請求することはできるか。	3月請求(3/10≠請求)については、2月末時点での受給者台帳情報に基づき、国保連合会で審査が行われます。3/1の認定審査会において区分変更認定された方については、2月末時点で認定結果が出ておりませんので、3月請求は行うことはできません。4月以降の請求となります。 この取り扱い、新規申請の場合も同様です。	
3	介護予防支援 居宅介護支援	要介護認定の申請と合わせて居宅サービス計画作成依頼届出書を提出したが、利用者が急遽入院となったため、数か月の間居宅介護サービスを利用しなかった。 退院後、居宅介護サービスを利用する場合、担当する居宅介護支援事業者は変更しない場合、居宅サービス計画作成依頼届出書を再度提出する必要はあるか。	一度、受理をした居宅サービス計画作成依頼届出については、新たに別の届出が提出されるまで有効です。 例えば、要介護度が確定し一度は介護サービスを受給した期間があったが、その後、利用者の状態が改善するなどして介護サービスを中止していた場合、最後に受理をした居宅サービス計画作成依頼届出書の内容が有効となります。介護サービスの利用を再開した際、居宅サービス計画作成依頼をする居宅介護支援事業者に変更のない場合、居宅サービス計画作成依頼届出書の提出は不要です。 この取り扱いは、介護予防サービス計画作成依頼届出についても同様です。	
4	介護予防支援 居宅介護支援	利用者が要介護状態区分から要支援状態区分に変更となった場合、居宅サービス計画を作成していた居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターから委託を受けて、新規に介護予防サービス計画を作成する場合、初回加算は算定できるのか。	初回加算については、介護予防サービス計画を新たに作成する際、新たなアセスメント等を要することを経済したものであり、今回の事例については、算定可能です。 この取り扱いは、居宅介護支援費における初回加算においても同様です。	平成18年3月27日 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2) 9
5	介護予防支援 居宅介護支援	初回加算において、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方はどのようなことか。	契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指します。 この取り扱いは、介護予防支援における初回加算においても同様です。	平成21年3月23日 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) 問62
6	介護予防支援 居宅介護支援	利用者が、月の途中で要支援状態区分から要介護状態区分に変更となった場合、その月の給付管理はどのように行うのか。	月の途中で要支援状態区分から要介護状態区分に変更となり事業所が変更となった場合、介護予防業務を行う主体が介護予防支援事業者(地域包括支援センター)から居宅介護支援事業者に移るため、担当する事業者が変更となります。この場合、月末に担当した事業者(小規模多機能型居宅介護事業所をのぞく)が給付管理票を作成・提出し、居宅介護支援費を請求します。 ただし、要介護状態区分へ変更後に利用実績がなく、変更前には利用実績がある場合、変更後の居宅介護支援事業所では給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できません。この場合、前に担当していた介護予防支援事業者(地域包括支援センター)が給付管理票を作成し、介護予防支援費を請求します。 この取り扱いは、要介護状態区分から要支援状態区分への変更においても同様です。	平成18年3月27日 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(Vol.2) 37 平成12年3月1日 老企第36号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定にともなう実施上の留意事項について 第三 居宅介護支援費に関する事項 5
7	介護予防支援 居宅介護支援	月の途中で、利用者が死亡または施設に入所した場合、居宅介護支援費は算定可能か。	利用者が死亡または施設に入所した時点で居宅介護支援を行っていれば、居宅介護支援費は算定可能です。 この取り扱いは、介護予防支援においても同様です。	平成12年3月1日 老企第36号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定にともなう実施上の留意事項について 第三 居宅介護支援費に関する事項 1
8	介護予防支援 居宅介護支援	月の途中で、居宅介護支援事業所に変更があった場合、居宅介護支援費はどちらの事業者が算定するのか。	月の途中で、居宅介護支援事業所に変更があった場合は、原則として月末時点で居宅介護支援を行い、給付管理票を国保連合会に提出する事業者が居宅介護支援費を算定します(月の途中で他の市町村に転出する場合を除く)。 ただし、居宅介護支援事業所変更後に利用実績がなく、変更前には利用実績がある場合、変更後の居宅介護支援事業所では給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できません。この場合、前に担当していた居宅介護支援事業所が給付管理を行います。 この取り扱いは、介護予防支援においても同様です。	平成12年3月1日 老企第36号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定にともなう実施上の留意事項について 第三 居宅介護支援費に関する事項 2、5

9	介護予防支援 居宅介護支援	月の途中で、他の市町村に転出した場合、居宅介護支援費の算定はどうなるのか。	月の途中で、他の市町村に転出する場合は、転出の前後の支給限度額がそれぞれの市町村で別々に管理することから、給付管理票も別々に作成します。それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、居宅介護支援費はそれぞれについて算定します。 この取り扱い、介護予防支援においても同様です。	平成12年3月1日 老企第36号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定にともなう実施上の留意事項について 第三 居宅介護支援費に関する事項 4
10	介護予防支援 居宅介護支援	月を跨いで居宅サービス計画作成依頼届出書を提出した場合はどのような取り扱いか。	居宅サービス計画作成届出書は、被保険者があらかじめ市へ届け出ることとされていますので、居宅介護支援開始日の属する月の末日までに提出をしてください。 しかし、やむを得ない事情により届出前に居宅介護支援を受けており、届出が月を跨ぐ場合については、届出書と共に次の書類の提出をしていただくことで、月を跨いでの届出を認めています。 【居宅介護支援の場合】 ①居宅サービス計画書（第1表・第2表）の写し（暫定利用していた場合は、暫定時の居宅サービス計画書の写し） ②サービス利用票（第6表）※実績の記載のあるもの 【介護予防支援の場合】 ①介護予防サービス・支援計画書の写し（暫定利用していた場合は、暫定時の介護予防サービス・支援計画書の写し） ②サービス利用票（任意様式）※実績の記載のあるもの	介護保険法第46条第4項、第58条第4項 介護保険法施行規則第64条第1項 イ、第83条の9第1項 ロ
11	介護予防支援 居宅介護支援	居宅サービス計画作成依頼届出書の新規・変更のどちらで届出をすればよいかわかりません。	「新規」で届出をする方は、初めて介護保険を利用する方や他市町村からの転入者等です。「変更」で届出をする方は、契約している事業者から他の事業者へ変更する方です。 この取り扱い、介護予防支援においても同様です。	
12	介護予防支援 居宅介護支援	居宅サービス計画作成依頼届出書の「申請者（被保険者）」は誰の住所・氏名を書けばよいですか。	居宅サービス計画作成依頼をするのは、居宅介護支援を受ける被保険者です。利用者本人（被保険者）の住所及び氏名を記入してください。 この取り扱い、介護予防支援においても同様です	
13	介護予防支援 居宅介護支援 機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	月の途中から小規模多機能型居宅介護の利用を開始または終了した場合、居宅介護サービス利用にかかる給付管理票の作成と国保連合会への提出はどこが行うのか。	月の途中で小規模多機能型居宅介護の利用を開始または終了した場合は、小規模多機能型居宅介護の利用開始前または利用終了後の居宅介護支援事業所が小規模多機能型居宅介護を含めて給付管理票を作成し、国保連合会へ提出、居宅介護支援費を請求します。 なお、同月内で複数の居宅介護支援事業所が担当する場合には、月末時点（または最後）の居宅介護支援事業所が給付管理票の作成・提出を行い、居宅介護支援費を請求します。 この取り扱い、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護においても同様です。	平成18年3月27日 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A（Vol.2） 38
14	介護予防小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画作成依頼届出書の記入について、居宅サービス計画の作成依頼をする事業者が小規模多機能型居宅介護事業所の場合、注意すべき点はありませんか。	居宅サービス計画作成依頼届出書内の「小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用有無」の居宅サービス等の利用あり／なしに☑を入れるようにしてください。月途中から利用開始する場合、同月中に居宅介護サービスを利用していた場合は、「居宅サービス等の利用あり」に☑をし、同月中に居宅介護サービスの利用がない場合は、「居宅サービス等の利用なし」に☑をしてください。 この取り扱い、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護においても同様です。	
15	訪問介護	身体介護の通院・外出介助及び通院等乗降介助を行う場合の院内介助について、介護報酬が算定できるのはどのような場合か。	院内介助は、原則、病院のスタッフが行うべきですが、病院のスタッフが対応することができない場合（院内の移動に介助が必要な場合、認知症その他のため見守りが必要な場合、排せつ介助を必要とする場合等）で、ケアマネジャーが居宅サービス計画に必要性を位置付けて実施する場合については、例外的に算定可能です。この場合、ケアマネジャーが単独で判断するのではなく、主治医等の意見を踏まえ、サービス担当者会議で協議するなど、必要性について十分に検討するとともに、検討した内容を記録等に残しておく必要があります。	平成22年4月28日 厚生省事務連絡 訪問介護における院内介助の取扱いについて
16	訪問介護	初回加算算定の要件はどのようなものか。	初回加算は過去二月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されますが、この場合の「二月」とは暦月（月の初日から月の末日まで）によるものです。例えば、4月15日に利用者に指定訪問介護を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合となります。 また、次の点の留意も必要です。 ①初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能であること。 ②一体的に運営している指定介護予防訪問介護事業所及び指定第1号事業所の利用実績は問わないこと。	平成21年3月23日 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A（vol.1） 問33

17	介護予防訪問看護 訪問看護	末期の悪性腫瘍の患者は介護保険で訪問看護を利用できないのか。	末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等(利用者等告示第四号参照)の患者については、医療保険の給付対象となり、介護保険での訪問看護は利用できません。この取り扱い、介護予防訪問看護においても同様です。	平成12年3月1日 老企第36号 第二 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項 4 訪問看護 (6)末期の悪性腫瘍の患者等の取扱いについて
18	介護予防訪問看護 訪問看護	同一月に、2ヵ所の訪問看護事業所を新たに利用する場合、それぞれの訪問看護事業所で初回加算を算定できるのか。	算定可能です。 この取り扱いは、介護予防訪問看護においても同様です。	平成24年3月16日 介護保険最新情報vol.267 平成24年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.1) 問37
19	短期入所生活介護 短期入所療養介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	短期入所生活介護の利用日数の制限はどうなっているか。	要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないと規定されていますが、利用者の心身状況等により、この目安を超えてサービスの利用が必要な場合は、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置づけることが可能です。 茅ヶ崎市の運用として、やむを得ない事業があり、月の半数を超える短期入所生活介護を計画に位置付ける場合は、その旨を市へご報告いただき、利用状況を市が把握することとしていますので、ご協力をお願いします。 この取り扱いは、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護介護においても同様です。	平成11年3月31日 厚生労働省令第38号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第13 21 平成18年3月14日 厚生労働省令第37号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第30 23
20	短期入所生活介護 短期入所療養介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	利用者等の状況から31日を超えて短期入所生活介護を利用する場合、31日目を全額自己負担扱いとし、その後、引き続き短期入所生活介護を利用することは可能か。	短期入所生活介護は30日を超える連続した算定はできません。しかし、やむを得ない事情により長期に短期入所生活介護を利用する場合は、例外的に31日目を全額自己負担として、翌日から新たな連続利用として報酬算定を行うことは可能です。30日を超えるサービス利用が必要な利用者に対しては、居宅サービス計画及び短期入所生活介護計画において、連続30日を超えるサービスが必要である理由を明確にしておく必要があります。 この取り扱いは、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設のみ)、短期入所療養介護介護(介護老人保健施設のみ)においても同様です。	平成11年3月31日 厚生労働省令第38号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第13 21 平成12年2月10日 厚生労働省告示第19号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 別表8 注14、別表9 注14 平成18年3月14日 厚生労働省告示第127号 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 別表8 注10、別表9 注10
21	短期入所生活介護	やむを得ない事情により長期に短期入所生活介護を利用している場合について。 例えば、平成30年3月31日で連続30日となったため、4月1日を自費扱いとしたが、減算はいつから適用されるか。	4月2日から減算の対象となる。	平成27年4月1日介護保険最新情報vol.454 介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1)76～80 平成12年2月10日 厚生労働省告示第19号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 別表8 注15
22	介護予防福祉用具貸与 福祉用具貸与	短期入所生活介護の利用中、福祉用具貸与については算定可能か。	短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護介護を含む)の利用中、福祉用具貸与の算定については、貸与品の返却・再搬入が実情として困難である点を考慮し、算定は可能です。 しかし、短期入所生活介護は短期間での利用を前提としていますので、やむを得ない事情があり、短期入所生活介護を長期間利用する場合、福祉用具貸与の算定はできません。 また、短期入所生活介護においては、サービス提供するために必要な設備及び備品等を備えることとされており、これらは短期入所生活介護の報酬に包括しているものと考えますので、原則として福祉用具貸与で利用中の貸与品を短期入所先施設へ持参し利用することはできません。 この取り扱いは、介護予防福祉用具貸与においても同様です。	平成12年3月1日 老企第36号 第2の1(2)サービス種類相互の算定関係について 平成11年3月31日 厚生労働省令第37号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第124条第3項 平成18年3月14日 厚生労働省令第35号 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第132条第3項
23	その他	負担限度額認定申請について、預貯金等の申告の必要があるのは本人と配偶者だけか。	同一世帯が別世帯かにかかわらず、利用者本人と利用者本人の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)の預貯金等の申告が必要です。子供や兄弟などは、同一世帯や扶養関係があったとしても申告対象にはなりません。	介護保険法第51条の3第1項 介護保険法施行規則第83条の5第1項 平成27年3月31日 介護保険最新情報Vol.445 第3
24	その他	負担限度額認定申請時に提出する預貯金等申告書について、本人名義及び本人の配偶者名義の預貯金口座の通帳はすべて写しを添付するのか。	預貯金等申告書に記入した金額について、通帳の残高と一致しているか確認しますので、申告の対象となった口座すべての通帳の写し(口座名義人・口座番号、最終残高が記載されているページ)を添付してください。	平成27年3月31日 介護保険最新情報Vol.445 第3